環　備　－　３　３　３
令和２年９月３日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
　会長　山岡　緑三郎　様

秋田県生活環境部長
（　公　印　省　略　）

９月１日以降の新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の実施については、これまでもお願いしてきたところですが、首都圏などで感染が未だ収束していないことを踏まえ、別添のとおり、改めてお願いをすることとしました。

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び廃棄物事業の安定的な継続のため、今後も基本的な感染対策を実施するよう、貴会員に対し十分に周知してくださるようお願いします。

＜添付資料＞
・新型コロナウイルス感染症対策について
　（令和２年８月３１日秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部）

【担当】
秋田県生活環境部
　環境整備課廃棄物対策班
電　話：018-860-1624
ＦＡＸ：018-860-3835
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策について

令和２年８月３１日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■感染拡大防止に向けたお願い

1　開始期間

令和２年９月１日（火）から

2　対象区域

秋田県全域

3　内容

（１）県外との往来

○　首都圏など感染拡大が進んでいる地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、当面控えていただくよう、強くお願いします。その他の地域は、訪問先の感染状況に注意しながら都道府県をまたぐ移動を行っても差し支えありませんが、観光地においては人と人との間隔を確保するようお願いします。

○　また、訪問した場合は、夜の繁華街における接待を伴う飲食店や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の３条件が重なる「三密」の場での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。

○　引き続き「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）」の活用をお願いします。

■感染拡大防止に向けたお願い

○　帰県した後、体調に異常を感じたときは「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談するほか、周辺の方々との接触には十分留意するとともに、例えば、２週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にするための取組をお願いします。

＜外出自粛の段階的緩和＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">時　期</th><th colspan="2">外出自粛</th></tr>
<tr><th>県をまたぐ移動</th><th>県をまたぐ観光</th></tr>
<tr><td rowspan="4">移行期間</td><td>ステップ⓪
～5月31日（日）</td><td>×</td><td rowspan="2">×
観光振興は県内で</td></tr>
<tr><td>ステップ①
6月 1日（月）
～
6月18日（木）</td><td>△
北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、真にやむを得ない場合を除き、避ける</td></tr>
<tr><td>ステップ②
6月19日（金）
～
7月 9日（木）</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">△
首都圏など感染が拡大している地域は控える</td></tr>
<tr><td>ステップ③
7月10日（金）
～
7月31日（金）</td></tr>
<tr><td>移行期間後</td><td>感染状況を見つつ、
9月30日（水）
まで維持</td></tr>
</table>

■感染拡大防止に向けたお願い

（２）イベント・行事等の開催

○　イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により段階的に開催するようお願いします。

＜イベント等開催の段階的緩和＞

時　期		コンサート等	展示会等	プロスポーツ等（全国的移動を伴うもの）	お祭り・野外フェス等 全国的・広域的	お祭り・野外フェス等 地域の行事
移行期間	ステップ⓪① ～6月18日（木）	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	×	×	△ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人
移行期間	ステップ② 6月19日（金） ～ 7月 9日（木）	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 無観客（ネット中継等）		○
移行期間	ステップ③ 7月10日（金） ～ 7月31日（金）	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人		
移行期間後	感染状況を見つつ、9月30日（水）まで維持	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	×	
留意点		密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意（ステップ③から、密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応）	入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	観客の有無に関わらず、感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

※６月19日以後においては、主催者はイベントの出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うこと。

（注）屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度とする。屋外にあっては十分な間隔（できれば２ｍ）を確保すること。

＜感染防止策＞
- 発熱や感冒症状がある者の出演・参加の自粛、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴うイベントにあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等が業種別ガイドラインに沿って実施されていること。
- イベントの前後や休憩時間などにおいて、「三密」となる環境を避けるとともに交流等を極力控えること。
- 「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用や、同意を得た上で参加者の名簿を作成するなど連絡先の把握を行うほか、ＣＯＣＯＡの活用を促すこと。
- 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催については、主催者は県に事前相談すること。
  詳しくは県ＨＰのサイト内検索でコンテンツ番号「51207」を検索

■感染拡大防止に向けたお願い

（３）基本的な感染対策の実施

○　今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
　県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、「人との接触を８割減らす、１０のポイント」や、政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、引き続き適切な感染防止策に取り組みながら生活を送るようお願いします。

○　発熱やかぜ症状など体調に異常を感じた際は、無理に出勤や登校せず、「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談されるようお願いします。

（４）「密閉」「密集」「密接」の「三密」を避ける

○　集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の３条件が重なる場を避けていただくようお願いします。

※　これまで、繁華街の接待を伴う飲食店やライブハウス、スポーツジム等においてはクラスターが発生していること、不特定多数での会食やカラオケを行うこと、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、スポーツ観戦等で大声を出す）などにはリスクが存在することに留意

■感染拡大防止に向けたお願い

（５）各施設における感染防止策の実施

○　各施設管理者の皆様においては、【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。

○　従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いします。

○　また、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底をお願いします（内閣官房【https://corona.go.jp/】：新型コロナウイルス
感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。

○　施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにＬＩＮＥでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします。

（６）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

○　感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

	屋外		屋内							
	運動施設（屋外）	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等の遊技場
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在時間の制限	乗車人数制限、時差通勤	入場人数の制限、滞在時間の制限、大人数での座敷使用の回避	入場人数の制限、滞在時間の制限
密集	接触スポーツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に２ｍを目安とした人の距離			四方を空けた席配置、客と客の間に仕切り	入退出時等の間隔の確保	座席間隔に留意	真正面は避ける、客と客との間に仕切り、座席間隔を空ける（１～２ｍ）	入退出時（行列を含む）等に２ｍを目安とした人の距離
			四方を空けた席配置	レジ等で間隔を空ける（床に印をつける等）	四方を空けた席配置、展示配置の工夫		四方を空けた席配置、生徒と生徒の間に仕切り			座席間隔に留意（２ｍを目安）
密閉	―		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席、２方向換気、密閉した個室の使用回避・定員の半分での利用	頻繁な換気（窓開け、扇風機）
衛生対策・その他	マスク着用					マスク・フェイスガード等着用	マスク着用		マスク・フェイスガード等着用	マスク着用
	―		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける							大声での会話自粛、音楽などの音を最小限にし客同士が大声で会話していないか確認
	スポーツ後の飲み会等は控える	―	入場時手指衛生				こまめな手洗い	―	入場時手指衛生	
	施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス								大皿の自粛	
	―		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					―	酒類の提供時間の配慮	（滞在時間が長い場合）入退場時体調チェック
	従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、三密対策、休憩や食事の分散									